

平成16年 6月29日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号
アルフレッサ ホールディングス株式会社
代表取締役会長 福 神 邦 雄

第 1 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第 1 回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議
されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第 1 期（平成15年 9月29日から平成16年 3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計
算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 第 1 期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は 1 株につき25円と決定いたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------------------------|---|
| 第 2 章 株 式 (新 設) | 第 2 章 株 式 <u>(自己株式の取得)</u> <u>第11条 当社は商法第211条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定に</u> <u>より、取締役会の決議をもって自己株式を買受ける</u> <u>ことができる。</u> |

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|--|
| 第 3 章 株主総会 | 第 3 章 株主総会 |
| 第11条 (招集権者および議長) | 第12条 (招集権者および議長) |
| 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 | 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長が招集し、その議長となる。 |
| 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。 | 2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。 |
| 第13条 ↓ (条文省略) | 第14条 ↓ (現行どおり) |
| 第15条 | 第16条 |
| 第 4 章 取締役および取締役会 | 第 4 章 取締役および取締役会 |
| 第16条 ↓ (条文省略) | 第17条 ↓ (現行どおり) |
| 第19条 (取締役会の招集者および議長) | 第20条 (取締役会の招集者および議長) |
| 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 | 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 |
| 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 | 2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 |
| 第21条 ↓ (条文省略) | 第22条 ↓ (現行どおり) |
| 第38条 | 第39条 |
| 付 則 (設立に際し発行する株式) | (削 除) |
| 第 1 条 当会社の設立は、商法第364条の株式移転による。 | (削 除) |
| 2 当会社の設立に際して発行する株式の総数は33,801,031株とし、すべて普通株式とする。 | |
| (最初の営業年度) | |
| 第 2 条 当会社の最初の営業年度は、第35条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成16年3月31日までとする。 | (削 除) |
| (最初の監査役任期) | |
| 第 3 条 当会社の最初の監査役任期は、第28条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 | (削 除) |
| (最初の取締役および監査役報酬) | |
| 第 4 条 当会社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、月額総額1,200万円以内とし、監査役報酬は月額総額300万円以内とする。 | (削 除) |

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に福神邦雄、横井 太、渡邊 新の3名が再選され、赤木一樹が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に三由雄介、高後元彦、山田信義の3名が再選され、寺岡 實が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、高後元彦および山田信義は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額を月額総額5,000万円以内、監査役の報酬額を月額総額1,000万円以内と改定いたしました。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

以 上

本定時株主総会終了後開催の取締役会において、福神邦雄が代表取締役会長に、横井 太が代表取締役社長に選任され、就任いたしました。また、同日、監査役の互選により常勤監査役に三由雄介および寺岡 實が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

利益配当金のお支払いについて

第1期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により払渡期間（平成16年6月30日から平成16年7月30日まで）中に最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、配当金振込をご指定の方には、「第1期利益配当金振込ご通知」に記載のとおり、ご指定の銀行口座にお振込みをいたしましたので、ご確認ください。

以 上

決算公告について

当社は、決算公告として貸借対照表および損益計算書に係る情報を下記のアドレスに掲載いたしております。

(<http://www.aspir.co.jp/kessan/2784/2784.html>)

なお、当社ホームページ(<http://www.alfresa.com/>) のトップページに、上記アドレスへのリンクボタンを設置しておりますのでご利用ください。